第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）に係る意見書

資料１

No.	頁数	意見等	回答内容
1	3	5 これまで本市が目指してきたもの 施策目標の一つ一つの内容は良いと思われるが、何を最も充実させるかを明確にするために、Ⅳ、Ⅲ、Ⅰ、Ⅱの内容に順番を入れ替えてはどうか？高齢者を軸に、高齢者の周囲、その周囲の人たちも健康増進させ、市全体の生活圏高度を上げていく記載方法はどうか？ それを鑑み、12ページの3 施策体系 施策目標が立案されると考える。	第９期計画において位置付けている順番であること、また、今後についての内容ではなく振り返りの内容であるため、変更せずに記載しております。
2	10	基本理念の文言をコンパクトにまとめてもよいのではないかと感じました。「支え合いの輪を広げ」「人と人がつながる」が重なっている意味もあるので、以下のような文言を提案します。 ・人と人がつながり支え合う 笑顔で自分らしく暮らせるまち ・人と人のつながりの輪で支え合う 笑顔で自分らしく暮らせるまち	ご意見を踏まえ、一部見直しいたしました。
3	10	基本目標がもう少しイメージしやすい言葉にしてはどうでしょうか。 ・地域包括ケアシステムの充実と強化…誰もが住み慣れた地域で長く暮らすための支援の充実 ・共生のまちづくり…住民が互いに認め合い支え合うまちづくり ・両方を合わせて…誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための支援と互いに認め合い支え合うまちづくり	
4	10	第2章 計画の目標と取り組み 理念が、高齢者が主ではあるが、高齢者だけではなく市内に暮らす方全員が自分らしく暮らせる街としており、街づくりをどうしていくかが基本となると考える。その街づくりを福祉介護に焦点を絞り、いかに健康に生活するかを重点に考えていきたい。医療費の削減抑制は国が行うことではあるが、医療に早めに繋げ、病状悪化体調不良にならない内に健康に戻すためにも、医療への受診の必要性対応法を記載することを医師として希望する。	施策の方向性「健康づくりの推進」において生活習慣病予防や疾病の早期発見のため健康診査、人間ドック検診の実施、また健康相談、健康教育等により、健康づくりを進めてまいります。
5	11	施策目標Ⅲに、困った時に気軽に相談できる体制づくりについて言及されているとよいと思います。 また、認知症基本法にもあるように、認知症の人や介護が必要になった人の社会参加や、当事者参加で支援のあり方を決めていくことも書かれているとよいと思いました。 施策目標Ⅱ８行目「体制づくり。」で文章が終わっているのですが、読点の間違いではないかと思います。確認をお願いします。	施策内の各項目のまとめ方を精査した結果、施策目標を３つから４つに増やしました。施策目標の再編・追加に伴い、説明の文面についても修正を行っております。
6	11	施策目標Ⅰ、Ⅱは「暮らし」続けられる、Ⅲは「住み」続けられると、施策目標が掲げられていますが、「暮らし」と「住み」を使い分けた意味、理由はあるのでしょうか。	ご意見を踏まえ、施策目標のほか計画全体において整理いたしました。
7	11～13	施策目標Ⅱ「住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり」と施策目標Ⅲ「安心して住み続けられるまちづくり」の2つの文言が似ていて、目標がどのように違うのかわかりにくいと感じました。施策目標Ⅱを自分らしく暮らせる支援の目標にまとめ、施策目標Ⅲを住民の命と権利を守る基盤づくりの目標にまとめることを提案します。 以下、提案の内容です。 ・「施策目標Ⅱ住み慣れた地域で自分らしく暮らせる支援の充実」に文言変更 ・施策目標Ⅱ「2高齢者の権利擁護の推進」と「6災害時支援体制の整備」を施策目標Ⅲに移す。 ・「施策目標Ⅲ命と権利を守る暮らしの基盤づくり」に文言変更	ご意見を踏まえ、施策目標を３つから４つに見直し、文言を整理するとともに、具体的施策についても位置付けを整理いたしました。
8	14	要介護、要支援の判断される方が増える中で、市の健全財政のためにも出来るだけ健康に生活することが出来る方が増える必要がある。そのための介護予防事業推進が必要となるが、それを受けるための金額、通いの手段、内容の一定性等のどの地区にいても大きな差はなく、体の健康心の健康の安定予防が出来る必要がある。各事業所で実施されている予防事業の見直し等を確認、また報告が市民に行われるといいと思われる。	介護予防事業を実施、検討するに当たり、内容や地域差等が可能な限り生じないよう調整してまいります。また、事業の内容についてもSNS等を活用して市民への報告、周知に努めてまいります。
9		そのためにも現在6圏域別けている地域包括支援センターの役割が重要となる。CM、生活支援コーディネーター、またそれを支える民生委員、認知症サポーターの面々がほぼ同じレベルでの高齢者、家族への見立てが出来る必要がある。今後も適時研修会等を行っていただければと思われる。	関係機関との連携を強化すると共に、スキルアップに向けた研修や講演会等を実施していきたいと考えます。

10	16	重点課題の設定と成果目標を再検討することを提案します。 重点課題1の介護予防事業の推進では、介護予防の活動には消極的でも、趣味や自分の好きなスポーツなどへの参加は積極的に参加する人を増やすことでもよいと思います。成果指標としてどのようなデータを用いればよいのか難しいですが、例えば参加者数の増加だけではなく、新規に立ち上げたサロンや通いの場の数、公民館等で活動する高齢者向けのサークルの数などを補助指標にしてもよいのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、重点課題１に係る成果目標そのものを見直しいたしました。
11	16	重点課題1の成果目標　短期集中予防サービス（通所型・訪問型サービス・活動C）の利用者数について、50人刻みで増加目標を設定されていますが目標数値に根拠はあるのでしょうか。	
12	16	重点課題1の成果目標　一般介護予防事業の参加者数について、第9期計画では、300人の増加、200人の増加と100人単位での増加を掲げていましたが、第10期計画では、50人刻みでの増加となっています。増加の人数を少なくしたことと、目標数値の根拠についてどのような理由でしょうか。	
13	16	重点課題2の成果目標　認知症サポーター数について、下一桁まで細かく目標設定されていますが、どのような理由なのでしょうか。	上位計画である朝霞市地域福祉計画において、令和12年度のサポーター人数の目標が9,900人となっております。令和8年4月時点の実人数から令和12年度の目標値に至るためには何人の伸びが必要かといった人数を計算し、下一桁まで記載しておりました。しかし、再検討した結果、より実数に近い目標とするため、各年700人の増加を目標値といたしました。
14	16	重点課題2の成果目標　認知症サポーターの地域活動へのつなぎについて、令和9年度は準備となっていますが、どのような準備をされるのでしょうか。また、この準備が、R9、R10年度の実施にどのようにつながっていくのでしょうか。令和9年度、10年度の実施とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。どのようなことを実施されれば目標達成となるのでしょうか。	令和9年度は、認知症地域支援推進員連絡会等において認知症サポーターを地域活動へつなぐための仕組みづくりの検討を行います。 令和10年度は、オレンジカフェや認知症関連団体などに参加いただくことを実施と想定しています。
15	16	重点課題3の成果目標　看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備数について、目標数が「0」というのはどのような理由でしょうか。また、重点課題に対して、整備数「1」で施策目標を達成できるのでしょうか。	看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に当たり、令和９年度は運営事業者の公募を予定していますが、仮に応募があった場合でも、事業所が整備されるまでには相当の期間を要することから、令和９年度中の整備は困難と見込まれるため、目標値を「０」とし、令和１０年度以降においては「１」としております。 また、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、第８期計画から整備を目指しておりますが、長年にわたり公募での応募がないこと、また、現状市内に整備されていないため、まずは市内に１事業所整備することを目標として定めております。
16	16	重点課題2の認知症施策の推進は、認知症サポーター数よりも、認知症サポーターがいるスーパーや飲食店の数など、地域の事業者に認知症の理解が深められていることを確認する成果指標がよいと思います。「認知症サポーターの地域活動へのつなぎ」とは、具体的にどのような活動を指すのかわからないので、より具体的な活動を成果指標にしてほしいです。また、認知症当事者の社会参加を成果指標にしてもよいと思います。認知症当事者が二層協議体の会議に参加したり、サロン活動の企画側として参加したりした実績を指標にすることも検討してください。	認知症の重点課題につきましては、認知症サポーターの数と認知症サポーターの地域活動へのつなぎの二つ目標を一つの課題として捉えております。 今後の予定は、認知症サポーター養成講座の受講対象を高校や民間企業へ広げ、早期から認知症への理解を深め、地域全体の見守り体制の強化を図ります。併せて、受講後のサポーターが活躍できる場を整備し、これらの取組を一体的に進め、認知症支援策の推進を目指します。 また、認知症当事者の社会参加については、これまでもお声がけを行ってきましたが、９期の計画期間中は参加に繋がらなかった経緯があります。まずは、活動の場に出向いて意見の聴取をしていきたいと考えています。

資料2

第 10 期朝霞市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和９年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

（素　案）

はじめに

～ 目　次 ～

第１章 計画策定に当たって 1

１ 計画策定の背景・趣旨 1
２ 計画の位置付け 1
３ これまでの高齢者福祉計画・介護保険事業計画 2
４ 計画の期間 2
５ これまで本市が目指してきたもの 3
６ 日常生活圏域の設定 4
７ 第９期計画の振り返り 5
８ 第 10 期計画において記載を充実すべき事項 9

第２章 計画の目標と取組 10

１ 計画の基本理念・基本目標 10
２ 施策目標 11
３ 施策体系 12
４ 重点課題及び成果指標 14
５ 施策の展開 17

第３章 介護保険事業の見込量

１ 介護予防サービス、居宅サービス
２ 地域密着型サービス
３ 施設サービス
４ 居宅介護支援
５ 地域支援事業

第４章 第１号被保険者の介護保険料の設定

１ 介護保険料の算定手順
２ 第 10 期介護保険事業費
３ 第１号被保険者の介護保険料の算定
４ 中長期的な見込量
５ 介護人材の推計

第５章 計画の推進に当たって

１ 多様な主体との連携
２ 計画の進行管理と評価・点検

資料編

1 高齢者を取り巻く状況
2 圏域特性（圏域カルテ）
3 アンケート調査結果概要
4 ワークショップ開催結果の概要
5 ヒアリング調査結果の概要
6 計画案に対するパブリック・コメント手続等への対応
7 策定経緯
8 計画の策定体制
9 朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議条例
10 朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員名簿
11 地域支援事業の内容
12 用語の解説

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景・趣旨

我が国では、いわゆる団塊ジュニア世代※が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向けて 85 歳以上の高齢者人口を中心とする高齢化と、生産年齢人口の急速な減少が同時に進行することが見込まれています。特に、85 歳以上の高齢者の増加は、医療と介護の双方のニーズを有する人、認知症高齢者、独居高齢者の増加と密接に関係しており、介護保険制度を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが想定されます。

人口構造の変化は地域ごとに異なるため、国は令和 22 年（2040 年）を見据え、都市部では介護需要の増加、中山間・人口減少地域では介護需要減少も踏まえた、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を進めることとしています。

本市では、令和5年度（2023 年度）に「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第9期計画」という。）を策定し、「互いに支え合い いつまでも 自分らしく 笑顔で暮らせるまち 朝霞」を基本理念に据え、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、取り組んでまいりました。

「第 10 期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、第9期計画が令和8年度（2026 年度）で終了することから、新たに令和9年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの3か年を計画期間として策定するものであり、本計画に基づき、各種施策を進めていくものとします。

※団塊ジュニア世代：昭和 46 年（1971 年）～昭和 49 年（1974 年）頃の第２次ベビーブーム時代に生まれた世代

２　計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の8第１項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条第１項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定します。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第１項の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」については、認知症施策を第9期計画以前から既に計画に位置付けていることから、継続性や他の高齢者施策との一体性を重視した上で、本計画に包含しています。

さらに、本市の行政運営指針の最上位計画である「朝霞市総合計画」におけるまちづくりの理念等を踏まえた上で、「朝霞市地域福祉計画」や「朝霞市障害福祉計画」、「あさか健康プラン 21」など高齢者福祉に関連する他の計画との整合・調和を図った上で策定しました。

３　これまでの高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第1期（平成 12～14 年度）では、介護保険制度が創設され、老人保健福祉計画と一体的な計画を策定しました。第2期（平成 15～17 年度）では、新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの創設について対応し、第3期（平成 18～20 年度）では、高齢者医療確保法が施行されました。第5期（平成 24～26 年度）では、団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年（2025 年）を見据え、地域における医療・介護を一体的に確保することを目的とした医療介護総合確保推進法が施行されました。第7期（平成 30～令和2年度）では、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組を入れ込みました。第8期（令和3～5年度）では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築などを盛り込みました。第9期（令和6～8年度）では、団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年（2025 年）や、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年（2040 年）を見据え、被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することなどを盛り込むなど地域包括ケアシステムの深化・推進を行ってきました。

【第９期計画までの国による制度改正の主な経緯】

第１期（平成 12～14 年度）	平成 12 年４月	介護保険法施行
第２期（平成 15～17 年度）	平成 17 年改正	○要支援者への給付を介護予防給付に ○地域包括支援センターを創設、地域支援事業の実施 ○地域密着型サービスの創設　など
第３期（平成 18～20 年度）	平成 20 年改正	○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備　など
第４期（平成 21～23 年度）	平成 23 年改正	○定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの創設 ○介護予防・日常生活支援総合事業の創設　など
第５期（平成 24～26 年度）	平成 26 年改正	○予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行 ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実　など
第６期（平成 27～29 年度）	平成 29 年改正	○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化 ○介護医療院の創設　など
第７期（平成 30～令和２年度）	令和２年改正	○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援　など
第８期（令和３～令和５年度）	令和５年改正	○医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付け　など
第９期（令和６～令和８年度）		

４　計画の期間

本計画の期間は、令和9年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までとします。

また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。

５　これまで本市が目指してきたもの

21 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとしての介護保険制度が創設されてから 25 年が経過し、本市においても介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

本市では、これまで、団塊の世代全てが 75 歳以上となる令和7年（2025 年）と団塊ジュニア世代全てが 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、取り組むとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してきました。

以下に、第9期計画で目指してきた4つの施策目標とその概要について整理します。

施策目標Ⅰ　介護予防・健康づくりの推進

高齢者がいつまでも幸せに暮らし続けるためには、健康であり続けることが重要な要素となります。そのため、ＩＣＴなどを用いた新たな取組も含め、様々な機会を通じて高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むことで、元気高齢者を増やす地域社会の実現を目指します。

施策目標Ⅱ　見守り・生きがいづくりの推進

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増える中、地域の様々な活動団体・民間事業者・市民と連携しながら、これまで築いてきた見守りネットワークをさらに充実するとともに、地域活動をはじめとした高齢者の交流機会や社会参加の場を創出し、高齢者が生き生きと暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

施策目標Ⅲ　本人と家族を支えるサービスの充実

今後、高齢者の増加と、それに伴う要介護者の増加、さらには認知症高齢者や単身世帯の増加などが予想される中、高齢者を取り巻く本市の現状と、社会的背景を踏まえた将来の介護ニーズを見据えたうえで、計画的な介護サービス基盤の整備を進めていくことで、介護が必要な状態となっても、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指します。

施策目標Ⅳ　高齢者支援体制の充実

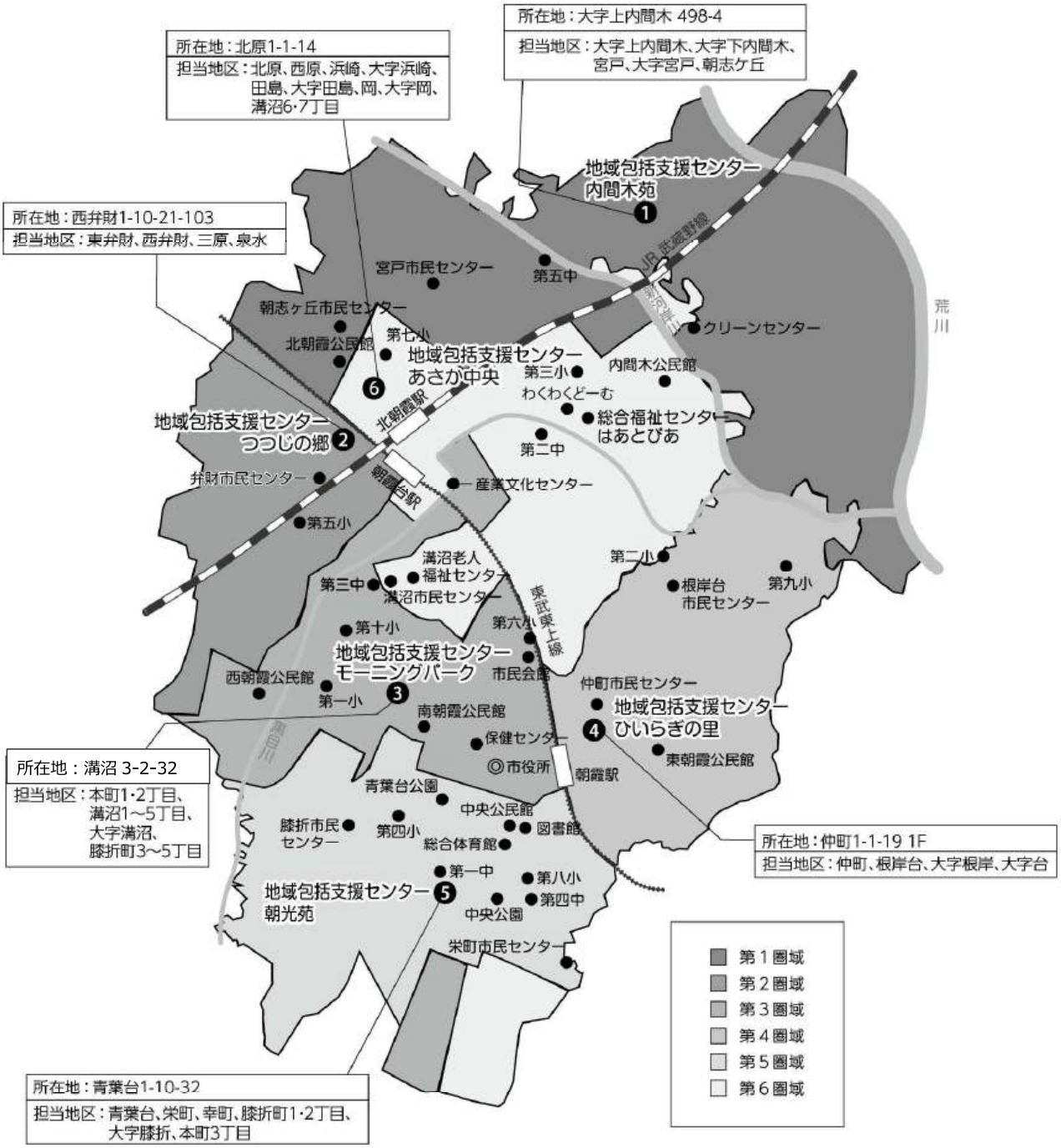
高齢者をはじめ様々な問題を抱える個人や家族に対しても迅速かつ適切な支援が届けられるよう、関係部署や機関が連携し、重層的かつ包括的な支援体制を整備し、みんなで支え合いながら、いつまでも幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けた各種取組をさらに深化させるとともに、高齢化の進展に伴う多様な介護ニーズに対応した高齢者福祉施策の取組を推進していくことが必要となります。

６　日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で必要に応じた福祉サービスを、迅速かつ適正に受けられるように、日常生活圏域を6つに分け、地域包括支援センターを設置しています。



７　第９期計画の振り返り

第9期計画の振り返りは、以下のとおりです。

施策目標Ⅰ　介護予防・健康づくりの推進

介護予防・健康づくりの推進では、以下の２つの施策を進めてきました。

１　介護予防の推進 ２　健康づくりの推進

「介護予防の推進」では、フレイル（虚弱）を予防するため、運動と食生活の重要性を踏まえながら、各種介護予防の取組を進めてきました。「健康づくりの推進」では、各種保健事業や健康相談、健康教育事業などを実施するとともに、幅広い年代層への健康増進の普及啓発に取り組んできました。

いつまでも自分らしく暮らしていくためには、少しでも早い段階から介護予防や健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばし、自立した生活を長く維持することが重要です。今後も関連施策を推進することによって、地域住民が心身ともに健康で、元気に生活できる社会の実現を目指します。

施策目標Ⅱ　見守り・生きがいづくりの推進

見守り・生きがいづくりの推進では、以下の２つの施策を進めてきました。

１　地域での見守り体制の充実 ２　生きがいづくり・社会参加の推進

「地域での見守り体制の充実」では、地域住民、民間企業、各種団体と連携し、見守りのネットワークを構築することで、地域ぐるみで高齢者をサポートする体制づくりを進めてきました。また、これまでの見守りサービスに加え「見守りライト」および「訪問見守りサービス」を導入し、一人暮らし高齢者等とその親族が安心して生活を送ることができるようにサービスを充実させてきました。

課題としては、年々、見守り活動に協力いただく方々が増えているものの、地域活動が活発な地域とそうでない地域との地域差などもあり、見守り体制が均一に整っている状態までは至っていません。そのため、今後も地域包括支援センターをはじめとする各種関係機関と連携し、市内高齢者に対して、見守り活動が行われるよう、体制整備に取り組んでいきます。

「生きがいづくり・社会参加の推進」では、高齢者が身近な地域で生きがいづくりに積極的に取り組めるよう、高齢者のスポーツ参加やミニデイサービスへの支援を行うなど活動しやすい環境整備を進めてきました。また、その能力や経験を生かした社会参加の基盤整備を図り、誰もが気軽に利用できるシルバーサロンや高齢者地域交流室などの居場所づくりを進めてきました。一方で、地域との関係の希薄化から、孤立・孤独の問題も生じており、課題と捉えています。今後も関連施策を推進することによって、高齢者の生活の質の向上に貢献するとともに、参加しやすい居場所づくりについても注力し、孤立・孤独の観点からも取り組んでいきます。

施策目標Ⅲ　本人と家族を支えるサービスの充実

本人と家族を支えるサービスの充実では、以下の５つの施策を進めてきました。

１　介護保険サービスの提供
２　自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
３　認知症施策の推進
４　高齢者の権利擁護の推進
５　安定した住まい確保の推進

「介護保険サービスの提供」では、介護保険制度に基づき、各種介護保険サービスを安定して適切に提供することができましたが、「看護小規模多機能型居宅介護」については、開設することができませんでした。今後も介護を必要とする方が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、引き続き適正なサービス提供に努めるとともに、地域の人口動態や介護ニーズの状況を踏まえて、介護サービス基盤の整備に取り組む必要があります。

「自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」では、在宅医療・介護連携推進会議を開催し、関係団体と取組方針や具体的事業を協議するなど在宅医療と介護の連携を推進してきました。また、家族支援の充実のために、位置検索機器や見守りシールを提供し、認知症の人の早期発見と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、認知症家族介護教室や介護家族のつどいを開催し、ケアラーの相談・交流を支援してきました。さらに、移送サービス、訪問理美容、入浴助成、生活支援員派遣を実施し、高齢者の外出、在宅生活及び介護予防を支援してきました。今後は高齢者の効果的な外出支援策について、福祉や公共交通分野などの関係部署と連携し、情報の共有を図りながら、ニーズに即した、より良い外出支援のあり方について検討を行っていくことが重要となっています。

「認知症施策の推進」では、各圏域や小・中学校における認知症サポーター養成講座を実施したことで、認知症の正しい知識の普及や認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」を増やすことができました。他にも、オレンジカフェや知恵袋の開催など、周知・啓発だけではなく当事者と支援者が集まる場を提供することで、認知症施策の推進を行いました。認知症サポーター数は年々増加していますが、認知症当事者の方も年々増加しており、担い手がまだまだ不足していることが課題です。当事者及び支援者のサポート体制の整備とともに、更なる認知症サポーターの増加に努めます。

「高齢者の権利擁護の推進」では、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の早期発見・対応、消費者被害防止等を通じて、高齢者の権利擁護を推進してきました。地域包括支援センターに相談があり、消費者相談を通じての解約や、被害を未然に防いだ事例もありましたが、消費者被害防止につきましては、現在、様々な方法での詐欺被害が発生し、全国的な問題であると捉えているため、被害者を出さないための対策が課題と捉えています。今後も、関係機関との連携体制の整備とともに、消費者被害防止及び成年後見制度に係る周知・啓発を行います。

「安定した住まい確保の推進」では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための安定した住まいの確保の支援に努めてきました。

今後も関連施策を推進することによって、高齢化が進む社会において、高齢者一人ひとりの生活の安定を図り、地域社会全体の持続可能性を高めていくことを目指します。

施策目標Ⅳ　高齢者支援体制の充実

高齢者支援体制の充実では、以下の４つの施策を進めてきました。

１　地域包括支援センター機能の強化
２　地域生活支援体制の整備
３　介護保険制度の適切な運営
４　災害時支援体制の整備

「地域包括支援センター機能の強化」では、高齢化の進展に伴う業務量の増加や相談内容の複雑化・複合化に対応するため、地域包括支援センター職員のスキルアップを図るための支援として研修の情報提供などにより、機能強化のサポートを図ってきました。また、各地域包括支援センターで総合相談支援等を行い、高齢者支援を充実させるなど、地域包括支援センターと市の連携強化も図っています。ただし、課題が複雑化・複合化する中で、地域包括支援センターだけで解決できることには限界があります。そのような課題解決のため、今後も地域共生社会の実現に向け、分野を超えた地域の生活課題について、地域包括支援センターとの連携を図るとともに、重層的な支援が行えるよう、スムーズな連携を支援し、問題解決に努めていきます。

「地域生活支援体制の整備」では公的サービスや制度だけでなく、地域住民同士の支え合いの取組を充実させ、住民・協議体・生活支援コーディネーターが一体となった地域づくりを進めてきました。新たなサロン等の立ち上げなどにより、地域住民同士の支え合いの体制強化を図りました。

課題としては、サロン等の参加の場は増えているものの、地域活動が活発な地域とそうでない地域との地域差や開催できる場所の有無などもあり、サロン等の立ち上げがしづらい場所もあることが課題です。引き続き、新たな参加の場を創設するとともに、サロン等が長く続くようにサポートしていきます。

「介護保険制度の適切な運営」では、介護を必要とする方を適切に認定し、必要とするサービスを過不足なく提供するため、ケアプランが適切に作成され、それに基づき介護サービスが給付されていることや、介護報酬の請求が適切に行われていることを確認するとともに、介護事業者に対する指導や介護人材を確保するための研修を開催するなど、各種取組を進めてきました。今後ますます高齢化が進展し、介護ニーズが多様化する中でも、安定して介護サービスを提供していくため、引き続き、介護給付の適正化を進めるとともに、介護現場における業務の効率化や介護事業者の支援、介護人材の確保など、介護保険サービス提供体制を充実させていく必要があります。

「災害時支援体制の整備」では、災害によって起こり得る被害を未然に防ぐための取組や、近年多発化している災害に備え、地域の関係機関との連携を強化し、防災体制の充実を図るなど、非常時向けの対策を推進してきました。

今後も関連施策を推進することによって、みんなで支え合いながら、いつまでも幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指していきます。

８　第 10 期計画において記載を充実すべき事項

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

・2040 年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における 2040 年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築

・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化

・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示

・介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用や PDCA サイクルに沿った計画策定の推進

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

・「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性

・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進

・介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案

・中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○地域包括ケアシステムの深化

・改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性

・総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性

・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営

・頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進

・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

・高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進

・災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

・介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

出典：介護保険部会資料（令和８年６月 29 日　資料２－１）

第２章　計画の目標と取組

１　計画の基本理念・基本目標

第9期計画では、「互いに支え合い いつまでも 自分らしく 笑顔で暮らせるまち 朝霞」を基本理念に、また、「地域包括ケアシステムの深化・推進 地域共生社会の実現」を基本目標に据え、住み慣れた地域で、誰もが安心して、みんなで支え合いながら尊厳を持って暮らし続けることができるよう、元気な高齢者を増やすまちと、地域ぐるみで高齢者を支えるまちをコンセプトに、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、地域共生社会の実現を目指してきました。

今後は、さらに高齢化の進展が予測されていることから、介護給付費の増加による保険料への影響や、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、本市の状況に応じた、きめ細やかな対応が求められています。

このような状況を踏まえながら、本計画では、これまでの理念や目標を継承しつつ、高齢者一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を目指し、以下の基本理念と基本目標を設定します。

【基本理念】

人と人のつながりの輪で支え合う 笑顔あふれる自分らしく暮らせるまち

【基本目標】

地域包括ケアシステムの充実と強化 共生のまちづくり

２　施策目標

第9期計画の振り返りや各種アンケート調査結果等から見えた課題などを踏まえ、本計画の基本理念と基本目標を実現するため、次の4つの施策目標に沿って高齢者の福祉施策を推進します。

施策目標Ⅰ　いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが心身の健康を保ち、地域社会とのつながりの中で自分らしい役割を持ちながら、いきいきと輝き続けられるまちを目指します。多様な通いの場への参加を促進し、誰もが孤立することなく、互いに支え合いながら健やかな毎日を送れる環境を創出します。

また、年齢を重ねても、住み慣れた地域で自分らしく希望を持って暮らせるよう、フレイル予防や健康づくりを推進します。趣味や社会参加を通じて生きがいを見出し、生涯にわたって心身ともに健やかで、自己実現を図ることができるまちを目指します。

施策目標Ⅱ　地域とつながり安心して暮らし続けられるまちづくり

認知症の人もその家族も、それぞれの思いや希望を大切にしながら、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域ケア・生活支援体制の充実を図り、住民同士の支え合いを醸成していきます。

地域では、住民や関係機関が協力して見守り活動を行うとともに、地域の絆を深め、困りごとを早期に発見し、支え合える住民同士の助け合いを基盤とした生活支援体制を整えます。

さらに、安心して暮らせる住まいの確保や、災害時にも安全に避難し必要な支援を受けられる体制づくりが一体となった地域包括ケアシステムを更に深化させ、誰もが安心して住み続けられる地域を目指します。

施策目標Ⅲ　ともに支え合い安心して介護が受けられるまちづくり

居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスのバランスの取れた基盤整備の推進、質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着を支援していきます。

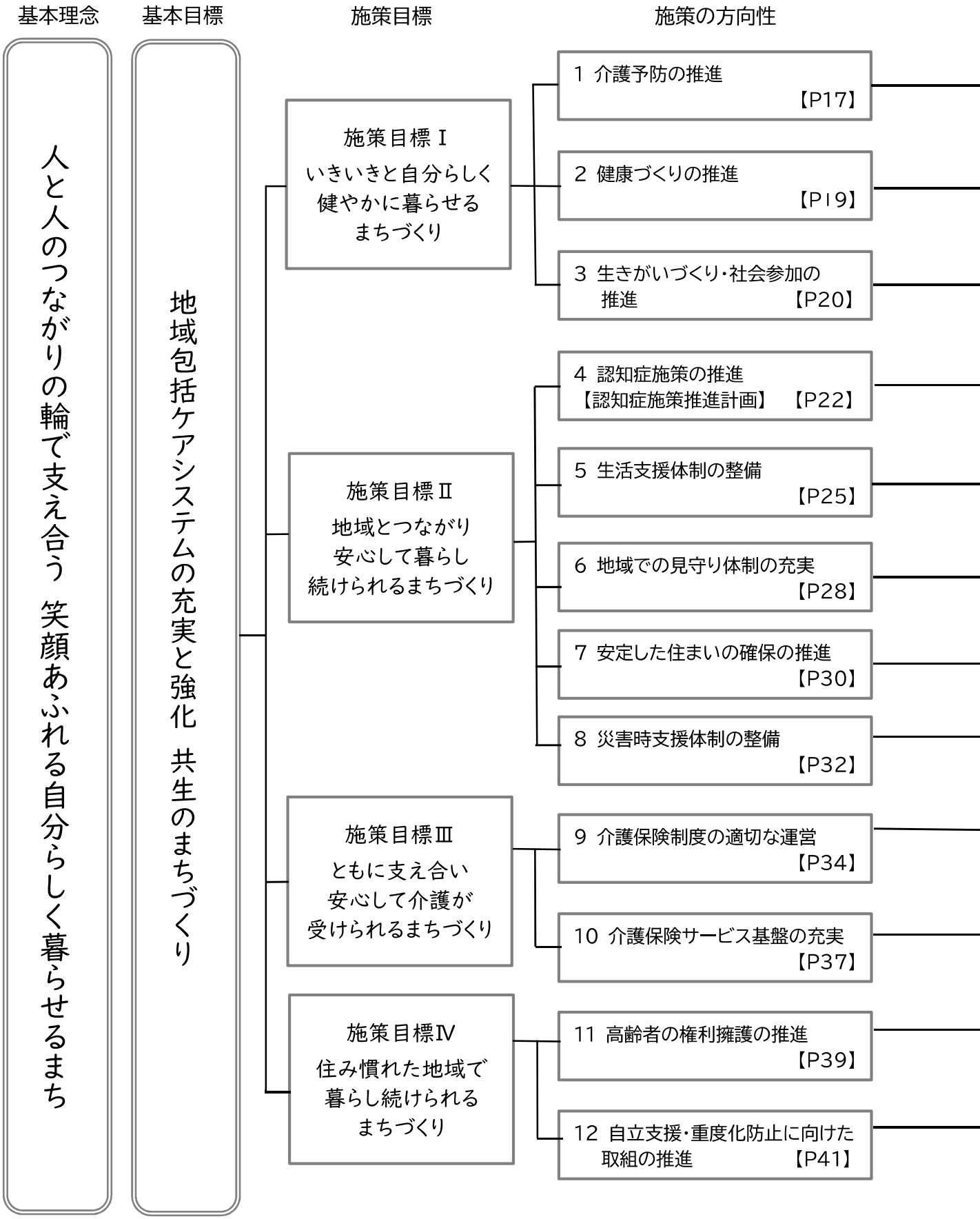
また、ICT を活用した介護現場における業務の効率化を促すとともに、介護保険事業の健全な運営のため、介護給付の適正化等を進め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

施策目標Ⅳ　住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることを目指し、虐待の防止や成年後見制度の活用などの高齢者一人ひとりの尊厳や権利が守られるための支援の充実を行っていきます。

また、医療と介護の連携強化など、医療・介護・生活支援が一体的に検討できる体制を目指します。

３　施策体系


基本理念
基本目標
施策目標
施策の方向性
人と人のつながりの輪で支え合う　笑顔あふれる自分らしく暮らせるまち
地域包括ケアシステムの充実と強化　共生のまちづくり
施策目標Ⅰ
いきいきと自分らしく
健やかに暮らせる
まちづくり
施策目標Ⅱ
地域とつながり
安心して暮らし
続けられるまちづくり
施策目標Ⅲ
ともに支え合い
安心して介護が
受けられるまちづくり
施策目標Ⅳ
住み慣れた地域で
暮らし続けられる
まちづくり
1 介護予防の推進 【P17】
2 健康づくりの推進 【P19】
3 生きがいづくり・社会参加の推進 【P20】
4 認知症施策の推進 【認知症施策推進計画】 【P22】
5 生活支援体制の整備 【P25】
6 地域での見守り体制の充実 【P28】
7 安定した住まいの確保の推進 【P30】
8 災害時支援体制の整備 【P32】
9 介護保険制度の適切な運営 【P34】
10 介護保険サービス基盤の充実 【P37】
11 高齢者の権利擁護の推進 【P39】
12 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 【P41】

施策

1 介護予防・生活支援サービスの提供 【P17】
2 一般介護予防事業の提供 【P18】

3 健康づくり事業の推進 【P19】
4 保健事業と介護予防の一体的実施の推進 【P19】

5 老人福祉センターの運営、シニアクラブ等の支援 【P20】
6 地域でのつながりと交流活動の支援 【P20】

7 認知症の人に関する理解の増進 【P22】
8 認知症の人の社会参加の推進 【P23】
9 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の充実 【P23】
10 相談体制の充実 【P24】

11 地域ケア・生活支援体制の充実 【P25】
12 切れ目のない支援・サービス提供体制の整備 【P26】
13 地域包括支援センターの役割機能の強化 【P27】

14 民間企業等と連携した地域見守りシステムの構築 【P28】
15 安心できる見守り支援事業 【P28】

16 老人福祉法に基づく施設サービスの提供 【P30】
17 その他の高齢者の多様な住まいの確保にむけた支援 【P30】

18 防災体制の支援 【P32】
19 地域や関係機関との連携の強化 【P33】

20 介護保険サービスの提供 【P34】
21 介護給付適正化の実施 【P35】
22 適切なサービス利用の推進 【P36】

23 ICTの活用・介護事業者支援の推進 【P37】
24 介護人材の確保・育成・定着支援 【P38】

25 成年後見制度の普及と相談体制の充実 【P39】
26 高齢者虐待防止の推進 【P40】
27 高齢者を詐欺などから守る支援 【P40】

28 在宅医療・介護連携の推進 【P41】
29 家族介護者への支援の充実 【P42】
30 自立生活支援の推進 【P43】
31 外出支援の充実 【P43】

４　重点課題及び成果指標

（１）重点課題の設定

本計画では、第9期計画から継続する課題や今後市民から求められる様々なニーズを踏まえて、以下の4つを重点課題として捉え、成果目標を立て取り組んでまいります。

重点課題１　介護予防事業の推進

本人が望む暮らしを継続し、一人ひとりが生きがいを持ち自己実現を図るために、生活機能の維持、改善は不可欠なものです。

そのため、介護予防や健康の保持増進を目的に、65 歳以上の人が参加できる体操教室などの一般介護予防事業を実施するとともに、要支援判定を受けた人や心身の状況を判定するチェックリストにより事業の対象者となった人の自立支援を目指し、保健や医療などの専門的な見地からの改善を目指す、短期集中型で取り組む短期集中予防サービス（通所型・訪問型サービス・活動 C）に取り組みます。

【施策目標Ⅰ】「いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向けて「介護予防事業の推進」が重要であると捉え、重点課題と設定します。

重点課題２　認知症施策の推進

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現に向け、認知症サポーターの養成を行います。また、認知症サポーターの養成講座の受講後、地域の見守りの担い手として活動していただけるよう、地域活動につなぐ支援を行います。

【施策目標Ⅱ】「地域とつながり安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現に向けて「認知症施策の推進」が重要であると捉え、重点課題と設定します。

重点課題３　在宅介護・医療ニーズへの対応

令和 22 年（2040 年）に向けて、特に身体機能や認知機能の低下が顕著になる 85 歳以上の高齢者の増加が想定される中、介護・医療の双方のニーズの高まりとともに、複雑化・複合化するケースへの対応、支援がますます重要になります。安心して住み続けられるよう、介護・医療の両面から在宅での暮らしを支える地域密着型サービスを整備すべく、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」、「定期巡回・随時対応型訪問介護事業所」の整備を目指します。

【施策目標Ⅲ】「ともに支え合い安心して介護が受けられるまちづくり」の実現に向けて「在宅介護・医療ニーズへの対応」が重要であると捉え、重点課題と設定します。

重点課題４　権利擁護・自立支援の強化

わが国は急速に高齢化が進み、未婚率の上昇や核家族化の進展により、単身で暮らす高齢者の数が増加しており、身体的・精神的な健康状態の悪化や社会的孤立といった問題を抱えやすい単身世帯の高齢者への社会的な支援の必要性が一層高まっています。そこで、本市では成年後見制度の普及を積極的に推進し、法的支援を必要とする高齢者が適切な保護を受けられる環境づくりを強化していきます。また、高齢者虐待の未然防止や早期発見に向け、啓発活動や見守り体制の強化を図るなど総合的な取組を推進し、高齢者の尊厳と権利を社会全体で守る体制を整えていきます。さらに、高齢化が進み、サービスの持続が課題である中で事業の検討を加えながら、要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、個別の状態に応じたサービスの提供に努めます。

【施策目標Ⅳ】「住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり」の実現に向けて「権利擁護・自立支援の強化」が重要であると捉え、重点課題と設定します。

（２）成果目標

各重点課題の成果を測る指標として、以下の各成果目標を設定します。

課題№	重点課題（関連施策目標）	成果目標
重点課題1	介護予防事業の推進 **（施策目標Ⅰ）**	・短期集中予防サービス（通所型・訪問型サービス・活動C）の利用者のADL向上率 ・一般介護予防事業参加者による自主活動グループの立ち上げ
重点課題2	認知症施策の推進 **（施策目標Ⅱ）**	・認知症サポーター増加数 ・認知症サポーターの地域活動へのつなぎ
重点課題3	在宅介護・医療ニーズへの対応 **（施策目標Ⅲ）**	・看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備数 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備数
重点課題4	権利擁護・自立支援の強化 **（施策目標Ⅳ）**	・成年後見制度に係る中核機関の設置 ・自立支援に向けたサービス網の整備・運用

重点課題１　介護予防事業の推進

成果目標	現状	R9年度	R10年度	R11 年度
短期集中予防サービス（通所型・訪問型サービス・活動C）の利用者のADL向上率【%】	–	60	60	60
一般介護予防事業参加者による自主活動グループの立ち上げ【団体数】	1	1	1	1

重点課題２　認知症施策の推進

成果目標	現状	R9年度	R10年度	R11年度
認知症サポーター増加数【人】	741	700	700	700
認知症サポーターの地域活動へのつなぎ	–	準備	実施	実施

※認知症サポーター養成講座の受講対象を高校や民間企業へ広げ、早期から認知症への理解を深めます。企業の人材や資源を活用した日常生活の支援も推進し、地域全体で支援体制の強化を図ります。併せて、受講後のサポーターが活躍できる場へのつなぎを一体的に進め、認知症支援策の推進を目指します。

重点課題３　在宅介護・医療ニーズへの対応

成果目標	現状	R9年度	R10年度	R11年度
看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備数【カ所】	0	0	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備数【カ所】	2	2	3	3

重点課題４　権利擁護・自立支援の強化

成果目標	現状	R9年度	R10年度	R11年度
成年後見制度に係る中核機関の設置	検討	検討	実施	実施
自立支援に向けたサービス網の整備・運用	実施	実施	実施	実施